

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和5年3月12日 11時ごろ～11時52分ごろの間） （死亡時刻：3月12日 14時30分（搬送された病院で医師により死亡が確認された時刻））
発生場所	不明（岩手県陸前高田市大陽埼北西方沖）
事故の概要	漁船みなと丸は、操業の目的で出港した後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和5年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 みなと丸、0.3トン IT3-49098（漁船登録番号）、個人所有 5.60m (Lr) × 1.12m × 0.48m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成24年1月27日 （写真1 参照） 
乗組員等に関する情報	船長 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 令和元年6月3日 （令和7年2月4日まで有効）

死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	不明
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約8℃、潮汐 低潮時、干潮時刻 12時 17分ごろ、潮高 約24cm（大船渡）
事故の経過	<p>本船は、和船型の船外機船であり、ひじき漁の目的で、令和5年3月12日11時ごろ自宅を出発した船長が1人で乗り組み、陸前高田市広田漁港を出港した。</p> <p>‘船長と同じ漁業協同組合に所属する漁船の船長’（以下「僚船船長」という。）は、広田漁港の港口付近で船長と会って、本船がこれから大陽埼方面に向かう旨の会話をした。</p> <p>船長は、11時52分ごろ、大陽埼北西方沖780m付近で、救命胴衣を着用し、うつ伏せの状態で漂流しているところを僚船船長に発見された。</p> <p>船長は、僚船船長の大声を聞いて駆けつけた他の僚船によって救助され、陸前高田市大陽漁港まで運ばれた後、救急車で岩手県大船渡市内の病院に搬送されたが、14時30分医師により死亡が確認され、死因が溺水と検案された。</p> <p>本船は、船長が発見された場所付近の南東方380m付近で発見され、後日、広田漁港に回航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>本船は、船体に他船との衝突痕や船外機のプロペラにロープ等が絡んだ形跡はなかった。</p> <p>本船は、船尾部における甲板から舷縁までの高さが約48cmであった。</p> <p>僚船船長は、ひじき漁は干潮時に行うので、本船が航行しながら漁場を探索しているときに、干出岩^{*1}などに船体が接触し、その衝撃で船長が船外に投げ出されて落水した可能性があるのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合の担当者によれば、ひじき漁の作業時間はあらかじめ決められており、本事故当日の作業時間は12時から13時までの間であった。</p> <p>船長は、携帯電話を身に着けていたが、防水型でなかった。また、船長の健康状態に問題はなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象等の関与	不明

*1 「干出岩」とは、満潮時には水没し、干潮時には水面上に露出する岩のことをいう。

<p>判明した事項の解析</p>	<p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、11時ごろ自宅を出発し、広田漁港を出港した後、11時52分ごろ、大陽埼北西方沖において、うつ伏せの状態で見失われたことから、この間において落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が航行中に干出岩などに接触した際、その衝撃でバランスを崩して船外に投げ出されて落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が操業の目的で出港した後、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。船長は、本船が航行中に干出岩などに接触した際、その衝撃でバランスを崩して船外に投げ出されて落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡しており、客観的情報も十分に得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、障害物等を十分確認しながら常時適切に見張りを行って航行すること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水等の緊急時の連絡手段として、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携帯することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



(海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム (海しる) を使用して作成)